

謝金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター(以下、当センター)が支払う謝金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金支給の対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、当センター役員及び部員、理事会が認めた関係者とする。
尚、講師謝金については、研修会・講習会 講師謝金および受講料規程に基づき支払う。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 会議出席謝金：会議等への出席に対する謝金
- (2) イベント運営謝金：当センターが主催・共催するイベント等における補助業務に対する謝金
- (3) その他、当センターが業務遂行上必要と認めたものに対する謝金

(謝金の基準額)

第4条 謝金の金額は別表の範囲内とする。ただし、定額をもって支給しがたい特別な事情がある場合は、理事会の決議を経て、相当額の謝金を支給することができる。

(特別事情)

第5条 当センターの関係団体の会議、講演、研修、セミナー、イベント等に参加し、当該団体より謝金が支給された場合は、この規程は適用しない。

(旅費の支払)

第6条 旅費は、旅費の支給に関する規程に基づき、適宜支給する

(源泉徴収)

第7条 当センターは、法令に基づき、謝金支払い時に所定の源泉徴収を行う。

(委任)

第8条 この規程で定められていない事項およびこの規程の施行に関し必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議を経なければならない

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 ※下表の各謝金額は税別で示す。

会議出席	対面/オンライン	1回	1,000 円	<p>○1会議原則2時間半を上限とする。</p> <p>○同一出席者で複数の事業にまたがる会議を同日開催で行う場合も、合計4時間に満たないものは、会議1回分として算出する。(4時間を超える場合は、休憩をはさみ2回に分けて算出する。その場合、議事録も2会議分を提出する。)</p> <p>○対面会議での飲食費の支出は、会議費として認めない。(但し、対面会議で2時間程度を超えるものは、飲食費上限1,000円/人の支出を認める。)</p> <p>○センター以外が主催する事業に関する会議に出席した場合、主催者側からの謝金があれば、その金額に係わらず重複して支払うことはできない。</p>
報酬	1時間未満	1日	1,000 円	<p>○講習会・研修会・学会等のアシスタント、総会・新人ガイダンス・新年互礼などの運営スタッフ、選挙管理委員会開票立合い、その他事業活動に伴うイベント補助など。</p> <p>○時間規定は原則、雇用当事者の係わるイベントまたはその一部の準備時刻から雇用当事者の係わる内容の終了時間までのとする。午後だけの係わりの場合は、午後の開始時間またはその一部から時間を起算する。1事業で連日開催する場合は、出席した日数分を支給する。</p> <p>○ITシステム運用、論文査読、財務処理作業、データ編集作業等の業務活動。実作業時間を合計した時間を算出し、時間規定に準じ支給する。</p>
	3時間未満		2,000 円	
	3時間以上、6時間未満		4,000 円	
	6時間以上		6,000 円	